

お知らせ

令和3年2月19日
周南市上下水道局総務課

令和3年4月1日から適用予定でありました周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱第5条に規定する判断基準額（失格ライン）の算式については、低入札価格調査制度を周南市として一体的に運用を図る必要性の観点から、その適用を取りやめ、判断基準額（失格ライン）の算式を下記のとおりといたします。※従前と同じ算式となります。

記

■ 判断基準額の算式

【適用を取りやめた算式】

予定価格以下の有効入札価格の平均（千円未満切捨） × 0・8



【適用する算式】※現在の算式と同じです。

調査基準価格 × 0・98

※ 詳しい内容は「周南市上下水道局低入札価格に関する事務取扱要綱」でご確認ください。

お問い合わせ先
周南市上下水道局総務課
契約監理担当 電話 0834-22-8625